

人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）第1条の規定に基づき、財務省本省人事評価実施規程を次のように定める。

平成21年9月15日

財務大臣 与謝野 馨

財務省本省人事評価実施規程

（財務省本省職員の人事評価）

第1条 財務省本省（施設等機関及び地方支分部局を含む。）の職員（以下「職員」という。）の人事評価は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）及びこの規程の定めるところにより実施する。

（人事評価を受けない職員の範囲）

第2条 人事評価は、次の各号に掲げる職員については実施しない。

- 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）
- 二 実施権者が給与等への反映の余地がないものとして指定する臨時的職員

（評価者、調整者及び実施権者）

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表第1のとおりとする。ただし、実施権者は、別表第1に規定する評価者又は調整者が不相当であると認めるときは、職員の他の監督者を評価者又は調整者に指定することができる。

2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者を指定することができるほか、評価者又は調整者に補助者を指定させることができる。

（人事評価の記録書及び評語の基準）

第4条 人事評価は、次に掲げる区分に従い、別表第2人事評価記録書（以下「記録書」という。）により行うものとする。

- 一 事務次官及び財務官については、別表第2 A表
 - 二 幹部職員については、別表第2 B表
 - 三 管理又は監督の地位にある職員（財務省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成21年財務省訓令第4号）に規定する標準的な官職において、課長又は室長以上の職員をいう。以下「管理監督職員」という。）のうち、前各号に掲げる職員以外の職員については、別表第2 C表
 - 四 第一号から前号までに掲げる職員以外の職員については、別表第2 D表
- 2 実施権者は、評価期間の開始に際し、能力評価に係る記録書に、別表第2 付属評価項目及び行動・着眼点一覧表から職員の職位に対応した評価項目、行動、着眼点及び特記事項を、業績評価に係る記録書余白に、別表第2 付属目標設定の留意点一覧表から職員の職位に対応した目標設定の留意点を記載した上で、当該職員（第2条に規定する職員を除く。）に配付する。
 - 3 第1項の幹部職員の区分並びに事務次官、財務官及び幹部職員以外の職員（以下「一般職員」という。）の区分は、別表第3に定めるところによる。
 - 4 人事評価の評語は、別表第4 評語一覧に掲げる基準によるものとする。

（定期評価）

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により実施する。

- 2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間によるものとする。
 - 一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで
 - 二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで
- 3 定期評価は、次条から第11条までの規定及び財務省本省人事評価実施細則により行うものとする。

（果たすべき役割の確認）

第6条 評価者は、業績評価の評価期間の開始に際し、被評価者と面談を行い、業務に関する目標（別表第4 評語一覧に掲げる基準に基づき、困難度及び重要度）を定めることその他の方法により被評価者が果たすべき役割を確認するものとする。

なお、職員の挑戦的な取組を促し、成長を支援する観点から、被評価者の職位における通常的目標と比べ、困難度が高い目標を原則として1つ以上設定するものとする。

- 2 管理監督職員にあっては、効率的な業務の遂行、適切な業務配分その他の業務管理並びに部下の指導及び育成等に関するマネジメント目標を1つ以上設定するものとする。

（自己申告）

第7条 評価者は、次条第2項の評価を行うに際し、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間において発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第8条 人事評価の手續は、評価（再評価を含む。以下同じ。）、調整（再調整を含む。以下同じ。）及び確認とする。

2 評価は、評価者が当該評価期間において把握した被評価者の職務遂行状況等について、個別評語及び全体評語を付すことにより行うものとする。この場合、記録書に、評語を付した理由その他参考となるべき事項を記載するものとする。

なお、業績評価の 全体評語を付すに当たっては、全ての個別評語に同一の段階の評語を付す場合、原則として全体評語は当該評語の段階を上回らないものとする。

3 能力評価においては、被評価者の一層の向上が期待される優れた点（秀でている点）や改善を図るべき点（改善点）のほか、中長期的な人材育成を意識した、育成に関する意見等、指導・助言の材料となる事項等を記載するとともに、全体評語を付すに当たっては、次に掲げることに留意し個別評語を適切に勘案する。

一 全ての個別評語（倫理に係る評価項目の個別評語を除く。）に同一の段階の評語を付す場合、全体評語は当該評語の段階を上回らないものとする。

二 倫理に係る評価項目は国家公務員として遵守すべき基本的な行動であることを考慮し、一般職員にあつては倫理に係る評価項目に「△」の評語を付す場合には、能力評価の全体評語は「良好」を上回らないものとする。

三 管理監督職員の能力評価を行うに際し、業務運営及び組織統率・人材育成（単に「組織統率」の場合を含む。）を重要マネジメント項目として評価を行うものとし、能力評価の全体評語は、重要マネジメント項目に付す個別評語を上回らないものとする。

4 調整は、調整者が、評価者による各被評価者の評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより行うものとする。この場合、必要に応じ、記録書に、全体評語を付した理由その他参考となる事項を記載するものとする。

なお、調整者は、審査の結果必要と認めるときは、評価者に再評価を行わせることができる。

5 実施権者は、調整者による調整（別表第1において調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認めるときは確認を行うものとする。

なお、実施権者は、審査の結果必要と認めるときは、調整者に再調整を行わせることができる。

6 評価者又は調整者の補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供や目標設定の補助等を行うことができる。ただし、評価又は調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第9条 評価者は、被評価者に評価結果の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望する被評価者に対し、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するも

のとする。

- 2 評価者は、前項の規定にかかわらず、被評価者の定期評価の全体評語において、事務次官及び財務官にあつては「乙」、幹部職員にあつては「C」、一般職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」である場合は当該全体評語を開示しなければならない。

(指導及び助言)

第10条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、被評価者と面談を行い、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指導及び助言を行うものとする。

- 2 評価者は、被評価者との面談に評価補助者を同席させることができる。なお、前条に規定する評価結果の開示を行う面談の際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。
- 3 評価者は、面談について、指導及び助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。

(定期評価の特例)

第11条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条第1項、第7条、第8条第2項（個別評語に係る部分に限る。）及び前条の規定を適用しない。

- 一 事務次官及び財務官
- 二 幹部職員
- 三 財務省本省人事評価実施細則で定める長期間の研修を受けている職員
- 四 留学中の職員

(特別評価の実施)

第12条 特別評価は、条件付任用期間中の職員に対し、能力評価により実施する。

- 2 特別評価の評価期間は、条件付任用期間とする。
- 3 特別評価は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続きを準用するものとする。
 - 一 条件付採用期間中の職員 第8条第2項（個別評語に係る部分を除く。）
 - 二 条件付昇任期間中の職員 第8条第2項（個別評語に係る部分を除く。）及び第9条

(記録書の保管)

第13条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書を、任命権者に提出するものとする。

- 2 記録書は、任命権者が保管するものとし、その期間は第8条第5項の確認を実施した

日の翌日から起算して5年間とする。

(異動の場合の評価)

第14条 評価期間中に評価者が異動する場合、前任の評価者は、後任の評価者が評価の実施に際し必要な事項を引き継ぐなど、適切に対応し、後任の評価者が評価を行うものとする。

2 評価期間中に被評価者が異動する場合、異動前の評価者は、異動先の評価者が評価の実施に際し必要な事項を引き継ぐなど、適切に対応し、異動先の評価者が評価を行うものとする。

(併任の場合の評価)

第15条 他の官職に併任されている職員の人事評価は、当該職員の本務に係る官職について行うものとする。この場合においては、当該本務についての評価者は、併任に係る官職の評価者と協議して行うことができる。

2 前項の協議においては、併任先の評価者に相当する者は、併任者の職務遂行状況等を踏まえ、併任先の官職に係る記録書の様式を用いて参考となる事項を記載し、本務の評価者に情報提供するなど、適切に対応するものとする。

(人事管理上配慮が必要な職員)

第16条 定期評価における能力評価又は業績評価の評価期間のすべてにおいて休職又は休業している職員については、当該定期評価を実施しないものとする。

2 定期評価における能力評価又は業績評価の評価期間において一定期間休職又は休業していた職員については、実際に勤務した期間について評価を行うものとする。

3 心が不健康な状態にあること等により人事管理上配慮が必要と考えられる職員は、目標設定、開示、面談等の手続について、実施権者の指示を受けつつ、当該職員に係る健康管理医等の助言等も踏まえ、当該職員の状態に配慮した取扱いをするものとする。

(苦情への対応)

第17条 職員の苦情に対応するため、別表第5のとおり苦情相談員及び苦情処理委員会を設ける。

2 苦情相談員は、苦情相談について対応する。

3 苦情処理委員会は、苦情処理について対応する。

4 苦情処理委員会に、苦情処理の受付及び事実調査等の処理させるため、苦情処理委員会事務局を設ける。

5 実施権者は、職員が苦情を申し出たことを理由に当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

6 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情申出のあった事実及び当該内容について、その秘密の保持に留意しなければならない。

7 苦情相談及び苦情処理は、次条及び第19条の規定及び財務省本省人事評価実施細

則により行うものとする。

(苦情相談)

第18条 苦情相談は、人事評価に関する苦情を受け付けるものとする。

- 2 職員は、人事評価に関する苦情について、自らの所属する部局等の苦情相談員にいつでも相談することができる。ただし、第9条（第12条第3項第二号において準用する場合を含む。）により開示された評価結果に関する苦情については、当該評価結果の開示が行われた日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に限り申し出ることができる。
- 3 苦情相談により苦情が解決されなかった場合は、苦情相談員は、次条第3項に規定する開示された評価結果に関する苦情処理への申出期間に留意し、苦情処理の手續に移行できることを教示する。

(苦情処理)

第19条 苦情処理は、苦情相談で解決されなかった苦情等を受け付けるものとする。

- 2 職員は、前項に規定する苦情について、自らの所属する機関の苦情処理委員会事務局に苦情を申し出ることができる。
- 3 前項の申出は、開示された評価結果に関する苦情については、当該評価結果の開示が行われた日の翌日から起算して原則7日以内（閉庁日を除く。）、それ以外の苦情については、前条第3項の教示を受けた日の翌日から起算して7日以内（閉庁日を除く。）に限り申し出ることができる。
- 4 前項の開示された評価結果に関する苦情の申出は、当該評価結果に係る評価期間につき1回に限るものとする。
- 5 苦情処理において開示された評価結果が適当であるかどうかについて審査が行われ、当該開示された評価結果が適当でないと判断された場合には、実施権者は、評価者に第8条第2項の評価を行わせ、又は調整者に同条第4項の調整を行わせるものとする。

(細則)

第20条 この規程の施行に際し必要な事項は、大臣官房秘書課長が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

(財務省本省勤務評定実施規則の廃止)

第2条 財務省本省勤務評定実施規則（昭和44年2月18日大蔵省訓令特第2号）は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）附則第8条第2項の規定に基づき実施される勤務成績の評定手續が了した時点をもって廃止する。

附 則 (平成23年財務省訓令第2号)
この訓令は、平成23年2月21日から施行する。

附 則 (平成26年財務省訓令第10号)
この訓令は、平成26年5月30日から施行する。

附 則 (平成26年財務省訓令第22号)
この訓令は、平成26年7月24日から施行し、改正後の第2条、第8条、第16条、別表第2人事評価記録書及び別表第4の規定は、平成26年10月1日から評価期間を開始する定期評価から適用する。

附 則 (平成26年財務省訓令第24号)
この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年財務省訓令第13号)
この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年財務省訓令第27号)
この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年財務省訓令第21号)
この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年財務省訓令第20号)
この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年財務省訓令第20号)
この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和2年財務省訓令第14号)
この訓令は、令和2年8月7日から施行する。

附 則 (令和3年財務省訓令第14号)
この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和3年財務省訓令第34号)
この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 （令和4年財務省訓令第24号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 （令和5年財務省訓令第7号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行し、暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の財務省本省人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

評価者指定基準

本省内部部局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
事務次官	大臣	—	大臣
財務官	事務次官	大臣	大臣
局長	事務次官	大臣	大臣
部長	局長	事務次官	大臣
課長	局長	事務次官	事務次官
室長	課長	局長	局長
課長補佐	課長	局長	局長
係長	課長補佐	課長	局長
係員	課長補佐	課長	局長
高度分析交渉官	局長	事務次官	事務次官
分析官	課長	局長	局長
技能労務職員	課長補佐	室長	局長
医療職職員	課長補佐	課長	局長

財務総合政策研究所

1. 一般行政

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	事務次官	大臣	大臣
副所長	所長	事務次官	事務次官
部長	副所長	所長	所長
課長	部長	副所長	所長
課長補佐	部長	副所長	所長
係長	課長	部長	所長
係員	課長	部長	所長

2. 研究

被評価者	評価者	調整者	実施権者
室長	部長	副所長	所長
主任研究官	部長	副所長	所長
研究官	室長	部長	所長

会計センター

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	事務次官	大臣	大臣
次長	所長	事務次官	事務次官
部長	次長	所長	所長
課長	部長	次長	所長

課長補佐	部長	次長	所長
係長	課長	部長	所長
係員	課長	部長	所長

関税中央分析所

1. 一般行政

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	関税局長	事務次官	事務次官
課長	所長	関税局長	関税局長
係長	課長	所長	所長
係員	課長	所長	所長

2. 研究

被評価者	評価者	調整者	実施権者
部長	所長	関税局長	関税局長
室長	部長	所長	所長
研究官	部長	所長	所長
研究補助員	室長	所長	所長

税関研修所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	事務次官	大臣	大臣
副所長	所長	事務次官	事務次官
部長	副所長	所長	所長
課長	部長	所長	所長
係長	課長	部長	所長
係員	課長	部長	所長

財務局及び福岡財務支局

被評価者	評価者	調整者	実施権者
局長	大臣官房長	事務次官	事務次官
部長	局長	大臣官房長	大臣官房長
次長	部長	局長	局長
課長	部長	局長	局長
課長補佐	課長	部長	部長
係長	課長	部長	部長
係員	課長	部長	部長
行（二）等職員	課長	部長	部長

財務事務所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	部長	局長	局長

部長	所長	局長	局長
課長	所長	部長	局長
課長補佐	課長	所長	所長
係長	課長	所長	所長
係員	課長	所長	所長
行（二）等職員	課長	所長	所長

出張所

1. 小樽出張所、北見出張所及び立川出張所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	総務部長	局長	局長
課長	所長	部長	局長
課長補佐	課長	所長	所長
係長	課長	所長	所長
係員	課長	所長	所長
行（二）等職員	課長	所長	所長

2. 財務局出張所（小樽出張所及び北見出張所を除く。）及び福岡財務支局出張所並びに横須賀、舞鶴及び佐世保出張所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	管財部長	局長	局長
課長	所長	管財部長	局長
課長補佐	課長	所長	所長
係長	課長	所長	所長
係員	課長	所長	所長
行（二）等職員	課長	所長	所長

3. 財務事務所出張所（立川、横須賀、舞鶴及び佐世保出張所を除く。）

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	事務所長	局長	局長
課長	所長	事務所長	局長
課長補佐	課長	所長	事務所長
係長	課長	所長	事務所長
係員	課長	所長	事務所長
行（二）等職員	課長	所長	事務所長

税関及び沖縄地区税関

被評価者	評価者	調整者	実施権者
税関長	関税局長	事務次官	事務次官
部長	税関長	関税局長	関税局長
課長	部長	税関長	税関長

課長補佐	課長	部長	部長
係長	課長	部長	部長
係員	課長	部長	部長
行（二）等職員	課長	部長	部長

税関支署及び出張所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
署（所）長	税関長	関税局長	関税局長
次長	税関長	関税局長	関税局長
課長	署（所）長	税関長	税関長
課長補佐	課長	署（所）長	総務部長
係長	課長	署（所）長	総務部長
係員	課長	署（所）長	総務部長
行（二）等職員	課長	署（所）長	総務部長

税関支署出張所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所長	支署長	税関長	税関長
課長	所長	支署長	税関長
課長補佐	課長	所長	支署長
係長	課長	所長	支署長
係員	課長	所長	支署長
行（二）等職員	課長	所長	支署長

税関監視署

被評価者	評価者	調整者	実施権者
署長	総務部長	税関長	税関長
係長	総務部長	税関長	税関長
係員	総務部長	税関長	税関長

税関支署監視署

被評価者	評価者	調整者	実施権者
署長	支署長	総務部長	総務部長
係長	支署長	総務部長	総務部長
係員	支署長	総務部長	総務部長

沖縄地区税関支署及び出張所

被評価者	評価者	調整者	実施権者
署（所）長	税関長	関税局長	関税局長
課長	署（所）長	総務部長	総務部長
課長補佐	課長	署（所）長	総務部長
係長	課長	署（所）長	総務部長

係員	課長	署（所）長	総務部長
行（二）等職員	課長	署（所）長	総務部長

沖縄地区税関支署出張所及び沖縄地区税関支署監視署

被評価者	評価者	調整者	実施権者
所（署）長	支署長	総務部長	総務部長
課長	所長	総務部長	総務部長
課長補佐	課長	総務部長	総務部長
係長	課長	総務部長	総務部長
係員	課長	総務部長	総務部長

(注)

1. 本表に掲げる官職については、個別の官職名を記載している場合を除き、財務省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する訓令（平成21年財務省訓令第4号）に規定する標準的な官職とする。
2. 職員の所属する機関に、本表に規定する官職が置かれていない場合は、実施権者は、他の監督者を評価者又は調整者に指定する。
3. 「技能労務職員」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条に規定する俸給表（以下、「俸給表」という。）のうち、行政職俸給表（二）の適用を受ける職員とする。
4. 「医療職職員」とは、俸給表のうち、医療職俸給表（一）、医療職俸給表（二）及び医療職俸給表（三）の適用を受ける職員とする。
5. 「行（二）等職員」とは、技能労務職員及び医療職職員並びに俸給表のうち、海事職俸給表（一）及び海事職俸給表（二）の適用を受ける職員とする。
6. 財務局及び福岡財務支局における「被評価者」欄中の部長とは、総務部長、理財部長、管財部長、管財第一部長、管財第二部長、総務管理官及び財務主幹とする。
7. 財務局及び福岡財務支局における「被評価者」欄中の次長とは、首席財務局監察官、証券取引等監視官、金融商品取引所監理官、総務部次長、理財部次長、管財部次長、管財第一部次長、管財第二部次長、検査監理官及び金融監督官とする。
8. 「評価者」欄及び「調整者」欄中の管財部長は、関東財務局においては、管財第一部長又は管財第二部長と読み替えるものとする。

苦情相談員

所属	苦情相談員
本省	大臣官房各課長、各局総務課長、各人事担当企画官、各人事担当課長補佐
財務総合政策研究所	各部長、総務室長、各人事担当課長補佐
会計センター	各部長、総務室長、総務室室長補佐
関税中央分析所	首席分析官、主任研究官、総務課長
税関研修所	部長、総務課長
関東財務局 北海道財務局 中国財務局	各部長、各事務所長、各出張所長、本局総務課長、人事課長、主計（第一）課長、管財総括（第一）課長、審理第一課長（関東財務局に限る）
近畿財務局 東海財務局	各部長、各事務所長、出張所長、本局総務課長、人事課長、主計第一課長、管財総括（第一）課長
東北財務局	各部長、各事務所長、本局総務課長、人事課長、主計第一課長、管財総括課長
四国財務局	各部長、各事務所長、本局総務課長、主計課長、管財総括課長
九州財務局	各部長、各事務所長、出張所長、本局総務課長、主計第一課長、管財総括課長
北陸財務局	総務管理官、各部長、各事務所長、本局総務課長、主計課長、管財総括課長
福岡財務支局	財務主幹、各部長、各事務所長、各出張所長、本局総務課長、主計課長、管財総括課長
税関 沖縄地区税関	各部長、各支署長、各出張所長、各部署所総務・管理課長、人事課長

苦情処理委員会

所属	構成員	事務局
本省 施設等機関	大臣官房長、大臣官房各課長、 各局総務課長、 財務総合政策研究所研究部長	大臣官房秘書課
財務局（北陸財務局、四国財務局及び九州財務局を除く）	局長、各部長	総務部人事課
北陸財務局	局長、総務管理官、各部長	総務課
四国財務局 九州財務局	局長、各部長	総務部総務課
福岡財務支局	支局長、財務主幹、各部長	総務課
税関	税関長、各部長	総務部人事課
沖縄地区税関	地区税関長、各部長	総務部人事課